第９期　岩内地方衛生組合分別収集計画

岩内地方衛生組合

岩内地方衛生組合分別収集計画

令和元年６月14日

1　計画策定の意義

国民の生活様式の多様化や利便性の向上による、大量生産・大量消費は廃棄物の排出を増加させることとなった。廃棄物の排出量や最終処分量の減量化のため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）が施行され、一定の成果をあげてきたが、循環型社会の持続的な形成や資源の有効利用の観点から、より一層容器包装リサイクル法の取組が重要である。

本計画は、容器包装リサイクル法第８条に基づいて、住民・事業者・各構成町村・当組合がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化に伴う最終処分場等の廃棄物関連施設の延命化が図られ、環境負荷の少ない社会の実現、資源の有効利用に繋がっていくものである。

2　基本的方向

・容器包装廃棄物の３Ｒ
- リデュース　…発生抑制
- リユース　……再使用
- リサイクル　…再生利用

の推進

・住民・事業者・行政の役割を果たし、３者一体となって取り組んでいく

3　計画期間

本計画の計画期間は令和２年４月を始期とする５年間とし、令和４年度に見直す。

4　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、缶類（スチール製、アルミ製）、ビン類（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5　各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み　（法第８条第２項第１号）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
容器包装廃棄物	1,518 t	1,487 t	1,458 t	1,429 t	1,400 t

6　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育や、ごみ処理・リサイクル処理施設等の見学により、住民に一般廃棄物の処理の実態を身近に感じてもらい、廃棄物への適切な認識を深めてもらう。構成町村における広報紙・防災行政無線等の活用により収集日等の情報を提供し、住民が分別排出、排出抑制を実施しやすい環境を整えていく。

・過剰包装の抑制、包装有料化の徹底

店舗等での買い物時には包装の簡素化、レジ袋の有料化、繰り返し使用可能な物（マイバックやマイカゴ等）の持参を推進する。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

（法第８条第２項第３号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の(PET)容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法第８条第２項第４号）

組合全体

	2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)
主として スチール製の容器	20t			19t			19t			19t			19t		
主として アルミ製の容器	39t			39t			38t			37t			37t		
無色の ガラス製容器	37t	37t	0t	37t	37t	0t	37t	37t	0t	35t	35t	0t	34t	34t	0t
茶色の ガラス製容器	59t	59t	0t	58t	58t	0t	56t	56t	0t	55t	55t	0t	54t	54t	0t
その他の ガラス製容器	26t	26t	0t	26t	26t	0t	26t	26t	0t	25t	25t	0t	25t	25t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4t			4t			4t			4t			4t		
主として段ボール製の容器	112t			111t			108t			107t			104t		
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	60t	60t	0t	58t	58t	0t	57t	57t	0t	56t	56t	0t	55t	55t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	140t	140t	0t	138t	138t	0t	135t	135t	0 t	132t	132t	0 t	130t	130t	0t
（うち白色トレイ）	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0	0t	0t	0t	0t

岩内町

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主として スチール製の容器	11t		11t		11t		11t		11t	
主として アルミ製の容器	22t		22t		22t		21t		21t	
無色の ガラス製容器	(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 23t	
	(引渡量) 24t	(独自処理) 0t	(引渡量) 24t	(独自処理) 0t	(引渡量) 24t	(独自処理) 0t	(引渡量) 23t	(独自処理) 0t	(引渡量) 23t	(独自処理) 0t
茶色の ガラス製容器	(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 37t		(合計) 36t	
	(引渡量) 39t	(独自処理) 0t	(引渡量) 38t	(独自処理) 0t	(引渡量) 37t	(独自処理) 0t	(引渡量) 37t	(独自処理) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理) 0t
その他の ガラス製容器	(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 16t		(合計) 16t	
	(引渡量) 17t	(独自処理) 0t	(引渡量) 17t	(独自処理) 0t	(引渡量) 17t	(独自処理) 0t	(引渡量) 16t	(独自処理) 0t	(引渡量) 16t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	84t		83t		81t		80t		78t	
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 34t		(合計) 33t		(合計) 33t	
	(引渡量) 35t	(独自処理) 0t	(引渡量) 35t	(独自処理) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理) 0t	(引渡量) 33t	(独自処理) 0t	(引渡量) 33t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 91t		(合計) 89t		(合計) 87t		(合計) 85t		(合計) 84t	
	(引渡量) 91t	(独自処理) 0t	(引渡量) 89t	(独自処理) 0t	(引渡量) 87t	(独自処理) 0 t	(引渡量) 85t	(独自処理) 0 t	(引渡量) 84t	(独自処理) 0t
（うち白色トレイ）	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡量) 0t	(独自処理) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理) 0t	(引渡量) 0	(独自処理) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理) 0t

共和町

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主として スチール製の容器		6t	5t	5t	5t	5t
主として アルミ製の容器		11t	11t	10t	10t	10t
無色の ガラス製容器	(合計)	9t	9t	9t	9t	8t
	(引渡量)	9t	9t	9t	9t	8t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
茶色の ガラス製容器	(合計)	14t	14t	14t	13t	13t
	(引渡量)	14t	14t	14t	13t	13t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
その他の ガラス製容器	(合計)	6t	6t	6t	6t	6t
	(引渡量)	6t	6t	6t	6t	6t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		1t	1t	1t	1t	1t
主として段ボール製の容器		28t	28t	27t	27t	26t
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	16t	15t	15t	15t	14t
	(引渡量)	16t	15t	15t	15t	14t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	31t	31t	30t	30t	29t
	(引渡量)	31t	31t	30t	30t	29t
	(独自処理)	0t	0t	0 t	0 t	0t
（うち白色トレイ）	(合計)	0t	0t	0t	0t	0t
	(引渡量)	0t	0t	0t	0	0t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t

泊村

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主として スチール製の容器		2t	2t	2t	2t	2t
主として アルミ製の容器		4t	4t	4t	4t	4t
無色の ガラス製容器	(合計)	3t	3t	3t	2t	2t
	(引渡量)	3t	3t	3t	2t	2t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
茶色の ガラス製容器	(合計)	4t	4t	4t	4t	4t
	(引渡量)	4t	4t	4t	4t	4t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
その他の ガラス製容器	(合計)	2t	2t	2t	2t	2t
	(引渡量)	2t	2t	2t	2t	2t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		0t	0t	0t	0t	0t
主として段ボール製の容器		0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	7t	6t	6t	6t	6t
	(引渡量)	7t	6t	6t	6t	6t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	12t	12t	12t	11t	11t
	(引渡量)	12t	12t	12t	11t	11t
	(独自処理)	0t	0t	0 t	0 t	0t
（うち白色トレイ）	(合計)	0t	0t	0t	0t	0t
	(引渡量)	0t	0t	0t	0	0t
	(独自処理)	0t	0t	0t	0t	0t

神恵内村

		2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
		(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)	(合計)	(引渡量)	(独自処理)
主として スチール製の容器		1t			1t			1t			1t			1t		
主として アルミ製の容器		2t			2t			2t			2t			2t		
無色の ガラス製容器		1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t
茶色の ガラス製容器		2t	2t	0t	2t	2t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t
その他の ガラス製容器		1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t	1t	1t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		1t			1t			1t			1t			1t		
主として段ボール製の容器		0t			0t			0t			0t			0t		
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		2t	2t	0t	2t	2t	0t	2t	2t	0t	2t	2t	0t	2t	2t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		6t	6t	0t	6t	6t	0t	6t	6t	0 t	6t	6t	0 t	6t	6t	0t
	（うち白色トレイ）	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0	0t	0t	0t	0t

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（t/年）

＝　直近年度(平成29・30年度)の分別基準適合物等の収集実績の平均（t/年）
×　人口減少率（%）

また、人口減少率は、過去5年間における人口の増減平均率を勘案し、次の通り設定した。

	岩内町	共和町	泊村	神恵内村
人口増減係数	**0.98**	**0.98**	**0.98**	**0.98**
過去5年平均減少割合	−2.30%	−1.52%	−1.81%	−2.40%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項　（法第8条第2項第5号）

分別収集の段階は、現行の収集・運搬で構成町村による定期回収体制を活用して行い、選別・保管等の段階は組合委託の民間事業者が行う。また保管場所からの引渡し、その契約・構成町村ごとの品目数量の把握等の段階は当組合が行う。

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項　（法第8条第2項第6号）

現行通りで、組合委託の民間事業者の施設において中間処理を実施することとする。容器包装の分別収集品目の構成町村との協議、処理方法、保管施設の確保等は当組合が調整を行う。

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため組合構成町村との連携を強め、必要に応じ自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、分別収集連絡協議会等を設立する。

・町内会等住民団体による集団回収を促進するため、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与など支援を行う。